

## 目 次

### 第16章 憲法訴訟論序説 ..... 1

はじめに 1 1 従来頻発した「憲法裁判」は日本国憲法の予定した「憲法裁判」だったのか 2 2 古くても典型的な「憲法裁判」のパターン 5 3 通常司法裁判所の通常の裁判で問われる憲法問題の典型とは何か 10 4 新しい「憲法裁判」のかたち 13 憲法訴訟論を改めて始める本章のおわりに 18

### 第17章 政治過程の中の憲法裁判 ..... 43

はじめに 43 1 政治過程における裁判所 43 2 司法判断の影響 47 おわりに 52

### 第18章 司法審査基準論 ..... 66

#### ——二重の基準論

はじめに 66 1 二重の基準論の根拠 68 2 二重の基準論の根拠の再検討 74 3 二重の基準論の軟化 78 4 二重の基準論の融解 85 5 二重の基準論の蒸発? 92 6 二重の基準論の凝結の勧め 108 7 司法審査基準論の波及効果 120 おわりに 127

### 第19章 参政権 ..... 166

#### ——議員定数不均衡問題を三度素材に

はじめに 166 1 原則論としての衆議院議員選挙について 166 2 参議院議員選挙の特殊性を巡る議論 187 3 地方議会選挙に関する特例選挙区等に関する問題 200 おわりに 205

第20章 平等権 ..... 226

——これまでの最高裁による違憲判決の本丸

はじめに 226 1 平等権と司法審査基準——国籍法違憲判決を再考しつつ 226 2 同性愛者差別の問題を考える 231 3 学生障害者無年金訴訟を考える 235 4 アファーマテイヴ・アクション 241 5 夫婦別姓訴訟の問題 253 おわりに 255

第21章 経済的自由 ..... 280

——国家の通貨発行権を素材に

はじめに 280 1 通貨発行権の日本近代史 281 2 通貨発行権の国家帰属という説明 285 3 通貨発行の自由の極限的制約という説明 289 4 経済的自由の制約の問題として 294 おわりに 299

第22章 社会権 ..... 312

——「教育を受ける権利」の再考

はじめに 312 1 「国民の教育権」説の登場と隆盛 312 2 国家教育権説と教育権論争 318 3 教育権論の問題点 324 4 「教育を受ける権利」の再整理 329 おわりに 336

第23章 立法の不作为 ..... 358

はじめに 358 1 在宅投票制度違憲訴訟再考 359 2 立法不作为事例の判例展開 367 3 立法不作为論を考え直す 373 おわりに 379

第24章 第三者の憲法上の権利の主張 ..... 390

はじめに 390 1 第三者没収事件再考 391 2 第三者の憲法上の権利の判例展開 396 3 第三者の憲

	法上の権利の援用を考え直す	403	おわりに	411
<b>第25章</b>	<b>憲法判断回避の法理</b>	422		
	はじめに	422	1 恵庭事件再考——憲法判断先行説	
	423	2 憲法判断回避の「準則」の定着	427	3 憲法判断回避・不回避の「法理」性
		432	おわりに	437
<b>第26章</b>	<b>合憲限定解釈</b>	446		
	はじめに	446	1 都教組事件——合憲限定解釈肯定	
	447	2 全農林警職法事件——合憲限定解釈否定	452	
	3 諸検討	456	おわりに	463
<b>第27章</b>	<b>適用違憲</b>	470		
	——それは「原則」である			
	はじめに	470	1 猿払事件	471
			2 猿払事件再考——諸法理の中での適用違憲	477
			3 適用違憲の再検討	484
			おわりに	492
<b>第28章</b>	<b>法令違憲・運用違憲・処分違憲</b>	507		
	はじめに	507	1 法令違憲の選択	508
			2 運用違憲の幻	511
			3 処分違憲の謎	513
			おわりに	517
<b>第29章</b>	<b>LRAの基準</b>	527		
	はじめに	527	1 裁判例再考	527
			2 日本における学説の受容	531
			3 LRAの基準に関する学説の再検討	540
			おわりに	545
<b>第30章</b>	<b>「明白かつ現在の危険」テストもしくはブランデンバーグ・テスト</b>	555		
	はじめに	555	1 渋谷暴動事件再考	556
			2 煽動	

事案の判例展開	563	3 煽動法理を考える	568
4 近年の情勢から煽動法理を再考する	577	おわりに	583

**第31章 事前抑制の禁止の原則** ..... 595  
 ——「検閲」の禁止を含む

はじめに	595	1 家永教科書裁判	597	2 「検閲」とは何か	614	3 事前抑制禁止の原則	617	4 表現の自由に関する一般的な目的・手段審査	622	5 適正手続保障・学問の自由・教育権などからの考察	624
おわりに	627										

**第32章 明確性の原則** ..... 641  
 ——曖昧・漠然性ゆえ無効の法理

はじめに	641	1 裁判例再考	642	2 表現権規制の場合	645	3 刑罰法規の場合	647	おわりに	652
------	-----	---------	-----	------------	-----	-----------	-----	------	-----

**第33章 過度に広汎性ゆえ無効の法理** ..... 661

はじめに	661	1 裁判例再考	662	2 学説再考	669	3 「過度に広汎性ゆえ無効の法理」をどう考えたらよいか	675	おわりに	680
------	-----	---------	-----	--------	-----	-----------------------------	-----	------	-----

**第34章 政教分離** ..... 691

はじめに	691	1 いわゆる靖国訴訟	692	2 諸学説の再検討	695	3 精神的自由の制度的保障と原告適格	703	4 空知太訴訟を再上告審まで考える	711
おわりに	717								

**第35章 大学の自治** ..... 725  
 ——国立大学法人化を素材に

はじめに	725	1 国立大学法人化とは何か	726
------	-----	---------------	-----

2 国立大学法人化と国立大学の変容 728    3 現行国立  
立大学法人法の憲法上の課題 730    おわりに 735

**第36章 憲法訴訟論終論** ..... 747